

【令和2年度版】

福岡市指定障がい児支援事業者(児童福祉法)自己点検票 【放課後等デイサービス】

点検年月日	令和3年3月15日	
事業所名	1) 27	
記入担当者	職名	取締役
	氏名	安松博文

記入にあたって

本票は、各事業所において指定障がい児支援事業に係る指定基準を満たしているかを確認するための点検票です。

① 「点検結果」の記入について

下記の分類により、該当する欄（□内）に番号でチェックを入れてください。

「達」……事項の内容を満たしている(行っている)。

「否」... 事項の内容を満たしていない(例:児童指導員の員数が少ない等)。

点検事項に該当する項目がない場合は、該当する欄（□内）に赤字で斜線を入れてください。

② 作成後の活用について

年に1回程度は、本裏で自己点検を行い、その結果を踏まえ必要な修正を行ってください。

なお、福岡市が事業所査地検査書を行う際には、資料としてご提出をお願いします。

点検項目	点 檢 事 項		点検結果		点検種類
	(主な事項及び着目点)		適	否	
第1 基本方針					
	(1) 放課後等デイサービスに係る指定通所支援(以下「指定放課後等デイサービス」という。)の事業を行う者(以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。)は、当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障がい児の意思及び人格を尊重して、常に当該障がい児の立場に立った指定放課後等デイサービスの提供に努めているか。		【法第91条の5の18】 【平24厚令15第3条未第2項】	□	・運営規程 ・個別支援計画 ・ケース記録
	(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、運営者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第124号)第56条第1項に規定する障がい福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを行う者の連携に努めているか。		【平24厚令15第3条第3項】	□	・運営規程 ・個別支援計画 ・ケース記録 ・運営に努めていることが分かる書類
	(3) 指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障がい児の人権の擁護、虐待の防止等のために、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずよう努めているか。		【平24厚令15第3条第4項】	□	・運営規程 ・研修計画、研修実施記録 ・虐待防止障害手帳 ・資本金の配置が分かる書類
	(4) 指定放課後等デイサービスの事業は、障がい児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとなっているか。		【平24厚令15第66条】	□	・運営規程 ・個別支援計画 ・ケース記録
第2 人員に関する基準					
1 徒業員の員数	(1) 指定放課後等デイサービス事業者が指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。				
2 児童発達支援管理責任者	一 児童指導員、保育士又は障がい福祉サービス経験者 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行なう時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障がい福祉サービス経験者の合計数が、又は2に掛けた障がい児の数の区分に応じ、それぞれ又は2に定める数以上 イ 障がい児の数が10までのもの 2以上 ロ 障がい児の数が10を超えるもの 2に、障がい児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 二 児童発達支援管理責任者 1以上				
	※特に次の点に留意するものとする。 ① 児童指導員、保育士又は障がい福祉サービス経験者 「提供を行なう時間帯を通じて専ら当該放課後等デイサービスの提供に当たる」とは、指定放課後等デイサービスの単位ごとに児童指導員、保育士又は障がい福祉サービス経験者について、指定放課後等デイサービスの提供時間帯を通じて当該職種の従業者が常に確保され、必要な配置を行なうよう定めたものである。				
	(例) 提供時間帯を通じて専従する保育士の場合、その員数は1人となるが、提供時間帯の2分の1の2つずつ専従する保育士の場合は、その員数としては、2人が必要となる。また、ここでいう「障がい児の数」は、指定放課後等デイサービスの単位ごとの障がい児の数をいうものであり、障がい児の数は実利用者の数をいうものである。				
	② 児童発達支援管理責任者 児童発達支援管理責任者は、障がい児に対する効果的かつ適切な指定通所支援を行う観点から、適切な方法により、通所給付決定評議会及び障がい児の解決すべき問題を把握した上で、通所支援計画の作成及び提供した指定通所支援の本領的な評議会等を行なう者であり、指定放課後等デイサービス事業所ごとに置くこととしたものである。				
	【法第21条の5の18第1項】 【平24厚令15第66条第1項、第4項】 【解説酒井 平24厚令0230第1号】				

点検項目	点検事項		点検結果	点検書類
	(主要事項及び着眼点) 放課後等デイサービス			
(2) (1)の各号に掲げる従業者のか、指定放課後等デイサービス事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当員(日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。)が置かれているか。(この場合において、当該機能訓練担当員が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当員の数を児童指導員、保育士又は障がい福祉サービス経験者の合計数に含めることができる。)		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
※特に次の点に留意するものとする。 ④ 機能訓練担当員 指定放課後等デイサービス事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び心理指導担当員の訓練を担当する職員を置くこととし、この場合において、当該機能訓練担当員が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当員の数を児童指導員、保育士又は障がい福祉サービス経験者の合計数に含めることができるものである。		<input type="checkbox"/>		
				【平24厚令15第66条第2項】 【平24厚令15第66条第4項】
(3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、主として重症心身障がい児を通して運営する指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。(ただし、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第四号の機能訓練担当員を置かないことができる。)		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
一 営業医1以上 二 看護職員1以上 三 児童指導員又は保育士1以上 四 機能訓練担当員1以上 五 児童発達支援管理責任者1以上		<input type="checkbox"/>		
				【平24厚令15第66条第3項】 【解説通知 平24厚令0330第12号】
(4) (1)の児童指導員、保育士又は障がい福祉サービス経験者のうち、1人以上は、常勤となっているか。		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
				【平24厚令15第66条第5項】
(5) (1)の児童指導員、保育士及び障がい福祉サービス経験者のうち、半数以上は、児童指導員又は保育士となっているか。		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
				【平24厚令15第66条第6項】
(6) (1)に掲げる児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は、専任かつ常勤となっているか。		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
※ 児童発達支援管理責任者と他の職務との兼務について 指定放課後等デイサービス事業所の従業者は、原則として専従でなければならず、職務間の兼務は認められるものではない。このため、児童発達支援管理責任者についても、通所支援計画の作成及び提供した指定通所支援の各観の評価等の重要な役割を担う者であるので、これらの業務の客觀性を担保する観点から、児童発達支援管理責任者と直接支援の提供を行う指導員等とは異なる者でなければならない。		<input type="checkbox"/>		
				【平24厚令15第66条第7項】 【解説通知 平24厚令0330第12号】
3 管理者	指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者が置かれているか。(ただし、指定放課後等デイサービス事業所の管理上障がい児の支援に支障がない場合は、当該指定放課後等デイサービス事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。)		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
				【平24厚令15第67条】 【平24厚令15第7条準用】
第3 設備に関する基準				
	(1) 指定放課後等デイサービス事業所は、指導訓練室のほか、指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を設けているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
				【法第21条の5の19第2項】 【平24厚令15第68条第1項】
	(2) (1)に規定する指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
				【平24厚令15第68条第2項】

点検項目	点検事項		点検結果	点検書類
	(主要事項及び着眼点) 放課後等デイサービス			
(3) (1)に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定放課後等デイサービスの事業の用に供するものとなっているか。(ただし、障がい児の支援に支障がない場合は、この限りでない。)				
				【平24厚令15第68条第3項】
第4 運営に関する基準				
1 利用定員	指定放課後等デイサービス事業所は、その利用定員が10人以下となっているか。(ただし、主として重症心身障がい児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所にあっては、利用定員を5人以上とすることができます。)			
				【法第21条の5の19第2項】 【平24厚令15第69条】
2 内容及び手続の説明及び同意	(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、通所給付決定保護者が指定放課後等デイサービスの利用の申込みを行ったときは、当該利用申込を行った通所給付決定保護者(以下「利用申込者」という。)に係る障がい児の障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資するところ認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定放課後等デイサービスの提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。			
				【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第12条第1項】
	(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障がい児の障がいの特性に応じた適切な配慮をしているか。			
				【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第12条第2項準用】
3 契約支給量の報告等	(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを提供するときは、当該放課後等デイサービスの内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定放課後等デイサービスの基(2)において「契約支給量」という。; その他の必要な事項(3)及び(4)において「通所受給者証記載事項」という。)を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しているか。			
				※契約支給量等の受給者証への記載 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスの提供に係る契約が成立した時は、通所給付決定保護者の受給者証に当該事業者及びその事業所の名稱、当該指定放課後等デイサービスの内容、当該事業者が当該通所給付決定保護者に提供する月当たりの指定放課後等デイサービスの提供量(契約支給量)、契約日等の必要な事項を記載すること。なお、当該契約に係る指定放課後等デイサービスの提供が終了した場合にはその年月日を、途中で終了した場合には当該月で既に提供した指定放課後等デイサービスの量を記載することとしたものである。
				【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第13条第1項準用】 【解説通知 平24厚令0330第12号】
	(2) 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えていないか。			
				※契約支給量 基準第13条第2項で受給者証に記載すべき契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えてはならないこととしている。
				【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第13条第2項準用】 【解説通知 平24厚令0330第12号】
	(3) 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスの利用に係る契約を締結したときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。			
				【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第13条第3項準用】
	(4) 指定放課後等デイサービス事業者は、通所受給者証記載事項に変更があった場合について(1)から(3)に準じて取り扱っているか。			
				【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第13条第4項準用】

点検項目	点検事項	点検結果		点検書類
		適	否	
4 提供拒否の禁止	(主査事項及び着眼点) 放課後等デイサービス	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・利用申込受付簿
	※提供拒否の禁止（基準第14条） 指定放課後等デイサービス事業者は、原則として、利用申込みに対して応じなければならないことを規定したものであり、特に、障がいの程度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。 提供拒否ができる正当な理由がある場合とは、 ①当該事業の利用定員を超える利用申込みがあった場合 ②入院治療の必要がある場合 ③当該指定放課後等デイサービス事業所が提供する指定放課後等デイサービスの主たる対象とする障がいの種類が異なる場合、その他の障がい児に対する自ら適切な指定放課後等デイサービスを提供することが困難な場合等である。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第14条準用】 【解説通知 平24厚令0330第12号】
5 連絡調整に対する協力	指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスの利用について市町村又は障がい児相談支援事業を行う者（障がい児相談支援事業者）が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・市等の連絡調整に関する記録
	※連絡調整に対する協力（基準第15条） 指定児童発達支援事業者は、市町村又は障がい児相談支援事業者が行う障がい児の紹介、地域におけるサービス担当者会議への出席依頼等の連絡調整等に対し、指定通所支援の円滑な利用の観点から、できる限り協力しなければならないこととしたものである。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第15条準用】 【解説通知 平24厚令0330第12号】
6 サービス提供困難時の対応	指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービス事業所の通常の事業の実施地域（当該指定放課後等デイサービス事業所が通常時に指定放課後等デイサービスを提供する地域をいう。）等を勘案し、利用申込者に係る障がい児に対し自ら適切な指定放課後等デイサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定放課後等デイサービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・利用申込受付簿 ・紹介等の記録
	【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第16条準用】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
7 受給資格の確認	指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスの提供の開始に際し、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定をされた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確認しているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・受給者証の写し
	【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第17条準用】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
8 障がい児通所給付費の支給の申請に係る援助	(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスに係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障がい児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 (2) 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスに係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障がい児通所給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・利用申込受付簿 ・援助等の記録
	【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第18条第1項準用】 【平24厚令15第18条第2項準用】 【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第18条第2項準用】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
9 心身の状況等の把握	指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、障がい児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・アセスメント記録 ・ケース記録
	【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第19条準用】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
10 指定障がい児通所支援事業者との連携等	(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、都道府県、市町村、障がい福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・個別支援計画 ・ケース記録
	【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第20条第1項準用】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検事項	点検結果		点検書類
		適	否	
	(主査事項及び着眼点) 放課後等デイサービス	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・個別支援計画 ・ケース記録
	(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスの提供の終了に際しては、障がい児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、都道府県、市町村、障がい福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第20条第2項準用】
11 サービス提供の記録	(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを提供した際は、当該指定放課後等デイサービスの提供日、内容その他必要な事項を当該指定放課後等デイサービスの提供の都度記録しているか。 ※サービスの提供の記録（基準第21条） ① 基準第21条第1項は、通所給付決定保護者及び指定放課後等デイサービス事業者が、その時点での指定放課後等デイサービスの利用状況等を把握できるようにするため、指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを提供した際には、当該指定放課後等デイサービスの提供日、提供したサービスの具体的な内容、利用者負担額等に係る必要な事項を記録しなければならないこととしたものである。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・サービス提供の記録
	【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第21条第1項準用】 【解説通知 平24厚令0330第12号】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
12 指定放課後等デイサービス事業者による金銭の支払の範囲等	(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、(1)の規定による記録に関しては、通所給付決定保護者から指定放課後等デイサービスを提供したことについて確認を受けているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第21条第2項準用】
	【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第22条第1項準用】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
13 通所利用者負担額の支拂	(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定放課後等デイサービスに係る通所利用者負担額の支拂を受けているか。 (2) 指定放課後等デイサービス事業者は、法定代理受取を行わない指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定放課後等デイサービスに係る指定通所支援費用基準額の支拂を行っているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・運営規程 ・領収証の控え
	【平24厚令15第70条第1項】 【平24厚令15第70条第2項】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 指定放課後等デイサービス事業者は、(1)及び(2)の支拂を受ける額のほか、指定放課後等デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、当該通所給付決定保護者に負担させざることが適当と認められるものの額の支拂を当該通所給付決定保護者から受けているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・利用者負担額請求書 ・領収証の控え ・同意に係る書類等 ・説明書類
	※その他受取額が可能な費用の範囲 指定放課後等デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支拂を受けることができる。 (I) 日用品費 (II) 日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させざることが適当と認められるものなお、(II)の具体的な範囲については、「指定施設支援における日常生活に要する費用の取扱いについて(平成19年2月14日障発第0214003号通知)」にとどりによるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	【平24厚令15第70条第3項】 【解説通知 平24障発0330第12号】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検事項		点検結果 点検書類
	（主査事項及び着目点） 放課後等デイサービス	通否	
	(4) 指定放課後等デイサービス事業者は、(1)から(3)までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しているか。 【平24厚令15第70条第4項】	是 □	
	(5) 指定放課後等デイサービス事業者は、(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該通所給付決定保護者の同意を得ているか。 【平24厚令15第70条第5項】	是 □	
14 適用者負担額に係る管理	指定放課後等デイサービス事業者は、通所給付決定に係る障がい児が同一の月に当該指定放課後等デイサービス事業者が提供する指定放課後等デイサービス及び他の指定障がい児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障がい児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定放課後等デイサービス及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（以下この条において「適用者負担額合計額」という。）を算定しているか。 この場合において、当該指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デイサービス及び当該他の指定通所支援の権限を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障がい児通所支援事業者等に通知しているか。 【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第24条準用】	是 □	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者負担額合計額の算定書類 ・市に対する報告の控え ・利用者及び他の指定障がい福祉サービス事業者等に対する通知の控え
15 障がい児通所給付費の額に係る通知等	(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、法定代理受領により指定放課後等デイサービスに係る障がい児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障がい児通所給付費の額を通知しているか。 【平24厚令15第25条第1項準用】	是 □	<ul style="list-style-type: none"> ・支給決定保護者に対する通知の控え
	(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスに係る費用の額の支給を受けた場合は、その徴収した指定放課後等デイサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しているか。 【平24厚令15第26条第2項準用】	是 □	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供証明書の控え
16 指定放課後等デイサービスの取扱方針	(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、放課後等デイサービス計画に基づき、障がい児の心身の状況等に応じて、当該障がい児の支援を適切に行うとともに、指定放課後等デイサービスの提供が漫然かつ一的的なものとなるないよう配慮しているか。 ※放課後等デイサービスの対象は、心身の変化の大きい小学校や特別支援学校の小学校部から高等学校等までの子どもであるため、この時期の子どもの発達過程や特性、適応行動の状況を理解した上で、コミュニケーション面で特に意が必要な課題等も理解し、一人ひとりの状態に即した放課後等デイサービス計画（=個別支援計画）に沿って発達支援を行う。 【平24厚令15第71条】 【放課後等デイサービスガイドライン 平成27年6月01日第2号】	是 □	<ul style="list-style-type: none"> ・個別支援計画、放課後等デイサービスの提供に関する記録
	(2) 指定放課後等デイサービス事業所の従業者は、指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、懇意丁寧を旨とし、通所給付決定保護者及び障がい児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすさように説明を行っているか。 ※支援上必要な事項とは、通所支援計画の目標及び内容のほか、行事及び日課等も含むものである。 【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第26条第2項準用】 【解説通知 平24障発0330第12号】	是 □	<ul style="list-style-type: none"> ・説明書類
	(3) 指定放課後等デイサービス事業者は、その提供する指定放課後等デイサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 ※自らその提供する指定児童発達支援の質の評価を行うことはもとより、第三者による外部評価の導入を図るよう努め、常にサービスを提供する施設としての質の改善を図らなければならない。 【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第26条第3項準用】 【解説通知 平24障発0330第12号】	是 □	<ul style="list-style-type: none"> ・評価の実施に関する記録 ・改善に関する記録

点検項目	点検事項		点検結果 点検書類
	（主査事項及び着目点） 放課後等デイサービス	通否	
	(4) 指定放課後等デイサービス事業者は、(3)の規定により、その提供する指定放課後等デイサービスの質の評価及び改善を行に当たっては、次に掲げる事項について自ら評価を行うとともに、当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障がい児の保護者による評価を受けて、その改善を図っているか。 一 当該放課後等デイサービス事業者を利用する障がい児及びその保護者の意向、障がい児の適性、障がいの特徴その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況 二 従業者の勤務の体制及び品質の向上のための取組の状況 三 指定放課後等デイサービスの事業の用に供する設備及び備品等の状況 四 調査機関及び地図との連携、交換等の取扱の状況 五 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障がい児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況 六 緊急時等における対応方法及び非常災害対策 七 指定放課後等デイサービスの提供に係る業務の改善を図るために措置の実施状況 【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第26条第4項準用】	是 □	<ul style="list-style-type: none"> ・評価の実施に関する記録 ・改善に関する記録
	(5) 指定放課後等デイサービス事業者は、おおむね1年に1回以上、(4)の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しているか。 【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第26条第5項準用】	是 □	
17 放課後等デイサービス計画の作成等	(1) 指定放課後等デイサービス事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に指定放課後等デイサービスに係る通所支援計画（放課後等デイサービス計画）の作成に関する業務を担当させているか。 【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第27条第1項適用】	是 □	
	(2) 児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、障がい児について、有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障がい児の希望する生活並びに課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、当該障がい児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。 【平24厚令15第27条第2項適用】	是 □	<ul style="list-style-type: none"> ・個別支援計画
	(3) 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障がい児に面接を行っているか。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を当該通所給付決定保護者及び障がい児に対して十分に説明し、理解を得ているか。 【平24厚令15第27条第3項適用】	是 □	<ul style="list-style-type: none"> ・アセスメント記録 ・面接記録
	(4) 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障がい児の生活に対する意向、障がい児に対する統合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定放課後等デイサービスの具体的な内容、指定放課後等デイサービス計画の原案を作成しているか。この場合において、障がい児の家族に対する援助及び当該放課後等デイサービス事業所が提供する指定放課後等デイサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて放課後等デイサービス計画の原案に位置付けるよう努めているか。 【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第27条第4項適用】	是 □	<ul style="list-style-type: none"> ・個別支援計画の原案
	(5) 児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス計画の作成に当たっては、障がい児に対する指定放課後等デイサービスの提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、放課後等デイサービス計画の原案について意見を求めているか。 【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第27条第5項適用】	是 □	<ul style="list-style-type: none"> ・企画録等
	(6) 児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障がい児に対し、当該放課後等デイサービス計画について説明し、文書によりその同意を得ているか。 【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第27条第6項適用】	是 □	<ul style="list-style-type: none"> ・個別支援計画（保護者の署名捺印）

点検項目	点検事項 (主要事項及び着目点) 放課後等デイサービス	点検結果		点検書類
		通	否	
17 周童発達支援管理責任者の責務	(7) 周童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス計画を作成した際には、当該放課後等デイサービス計画を通所給付決定保護者に交付しているか。 【平24厚令16第71条】 【平24厚令15第27条第2項適用】	✓	□	・利用者等への交付の記録 ・個別支援計画(保護者の署名捺印)
	(8) 周童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス計画の作成後、放課後等デイサービス計画の実施状況の把握(障がい児についての継続的なアセスメントを含む)、次項において「モニタリング」という。)を行うとともに、障がい児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、放課後等デイサービス計画の見直しを行い、必要に応じて、当該放課後等デイサービス計画の変更を行っているか。 【平24厚令16第71条】 【平24厚令15第27条第8項適用】	✓	□	・個別支援計画 ・アセスメント及びモニタリング記録
	(9) 周童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 一 定期的に通所給付決定保護者及び障がい児に面接すること。 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。 【平24厚令16第71条】 【平24厚令15第27条第9項適用】	✓	□	・モニタリング記録 ・面接記録
	(10) 放課後等デイサービス計画の変更については、(2)から(7)までの規定に準じて行っているか。 【平24厚令16第71条】 【平24厚令15第27条第10項適用】	✓	□	
	周童発達支援管理責任者は、17 放課後等デイサービス計画の作成等に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。 一 19に規定する相談及び援助を行うこと。 二 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。 【平24厚令16第71条】 【平24厚令15第28条適用】	✓	□	・相談及び援助の記録 ・他の従業者に指導及び助言した記録
	指定放課後等デイサービス事業者は、常に障がい児の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、障がい児又はその家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。 【平24厚令16第71条】 【平24厚令15第29条適用】	✓	□	・相談等の記録
	(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、障がい児の心身の状況に応じ、障がい児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行っているか。 【平24厚令16第71条】 【平24厚令15第30条第1項】	✓	□	
	(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、障がい児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行っているか。 【平24厚令16第71条】 【平24厚令15第30条第2項適用】	✓	□	
	(3) 指定放課後等デイサービス事業者は、障がい児の適性に応じ、障がい児ができる限り健全な社会生活を営むことができるように、より適切に指導、訓練等を行っているか。 【平24厚令16第71条】 【平24厚令15第30条第3項適用】	✓	□	・個別支援計画 ・サービス提供の記録 ・業務日誌等
	(4) 指定放課後等デイサービス事業者は、常時1人以上の従業者を指導、訓練等に従事させているか。 【平24厚令16第71条】 【平24厚令15第30条第4項適用】	✓	□	
20 指導、訓練等	(5) 指定放課後等デイサービス事業者は、障がい児に対する指導、訓練等による通所給付決定保護者の負担により、当該指定放課後等デイサービス事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせていないか。 【平24厚令16第71条】 【平24厚令15第30条第5項適用】	✓	□	

点検項目	点検事項 (主要事項及び着目点) 放課後等デイサービス	点検結果		点検書類
		通	否	
21 社会生活上の便宜の供与等	(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障がい児のためのレクリエーション行事を行っているか。 ※指定放課後等デイサービス事業者は一般的な支援を行うのではなく、障がい児の年齢や発達段階に応じた教養娯楽設備を備えるほか、スポーツ、文化的活動等のレクリエーション行事を行うこと。 【平24厚令16第71条】 【解説通知 平24厚令15第30条第12号】	✓	□	・設備に関する記録 ・放課後等デイサービスの提供に関する記録
	(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、常に障がい児の家族との連携を図るよう努力しているか。 【平24厚令16第71条】 【平24厚令15第32条第2項適用】	✓	□	・障がい児の家族との連携に関する記録
	指定放課後等デイサービス事業所の従業者は、現に指定放課後等デイサービスの提供を行っているときに障がい児に病状の変化が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。 【平24厚令16第71条】 【平24厚令15第34条適用】	✓	□	・緊急時対応マニュアル ・ケース記録 ・事故報告書
	指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを受けている障がい児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障がい児の通所給付費若しくは特例障がい児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、速速なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 【平24厚令16第71条】 【平24厚令15第35条適用】	✓	□	・市への通知の控え
	(1) 指定放課後等デイサービス事業所の管理者は、当該指定放課後等デイサービス事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行っているか。 【平24厚令16第71条】 【平24厚令15第36条第1項適用】	✓	□	
	(2) 指定放課後等デイサービス事業所の管理者は、当該指定放課後等デイサービス事業所の従業者に平成24年厚生労働省令第16号第4章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。 【平24厚令16第71条】 【平24厚令15第36条第2項適用】	✓	□	・組織図 ・業務分担表 ・職員会議録
	指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービス事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する運営規程を定めているか。 一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 営業日及び営業時間 四 利用定員 五 指定放課後等デイサービスの内容並びに通所給付決定保護者から負担する費用の種類及びその額 六 通常の事業の実施地場 七 サービスの利用に当たっての留意事項 八 緊急時等における対応方法 九 非常災害対策 十 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類 十一 廉価の防止のための措置に関する事項 十二 その他運営に関する重要な事項 【平24厚令16第71条】 【平24厚令15第63条適用】	✓	□	・運営規程
	(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、障がい児に対し、適切な指定放課後等デイサービスを提供することができるよう、指定放課後等デイサービス事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めているか。 ※指定放課後等デイサービス事業所ごとに、原則として月ごとに勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との業務間隔等を明確にすること。 【平24厚令16第71条】 【平24厚令15第38条第1項適用】 【解説通知 平24厚令15第38条第12号】	✓	□	・勤務表

点検項目	点検事項		点検結果		点検書類
	(主査事項及び着目点) 放課後等デイサービス		通	否	
27 定員の遵守	(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービス事業所ごとに、当該指定放課後等デイサービス事業所の従業者によって指定放課後等デイサービスを提供しているか。(ただし、障がい児の支援に高接影響を及ぼさない業務についても、この限りでない。)	✓	□	・勤務形態一覧表 ・雇用契約書 ・委託契約書	【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第38条第3項準用】
	(3) 指定放課後等デイサービス事業者は、従業者の資質向上のための研修の機会を確保しているか。	✓	□	・研修計画 ・研修実施記録等	
28 非常災害対策	(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、指定放課後等デイサービスの提供を行っていないか。(ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。) ※障がい児に対する指定放課後等デイサービスの提供に支障が生じることのないよう、原則として、指定放課後等デイサービス事業所が定める利用定員を超えた障がい児の受け入れを禁止するものであるが、次に該当する利用定員を超えた障がい児の受け入れについては、適正なサービスの提供が確保されることを前提とし、地域の社会資源の状況等から新規の障がい児を当該指定放課後等デイサービス事業所において受け入れる必要がある場合等やむを得ない事情が存在する場合に限り、可能としたものである。 ① 1日当たりの障がい児の数 ア 利用定員50人以下の場合 1日の障がい児の数(法第31条の6の規定により措置している障がい児の数を含む。以下同じ。)が、利用定員に100分の150を乗じて得た数以下となっていること。 イ 利用定員51人以上の場合 1日の障がい児の数が、利用定員に当該入所定員から50を差し引いた数に、100分の25を乗じて得た数に、25を加えた数を加えて得た数以下となっていること。 ②過去3ヶ月間の障がい児の数 最近の過去3ヶ月間の平均利用障がい児数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に、100分の125を乗じて得た数以下となっていること。	✓	□	・運営規程 ・利用定員に関する記録 ・業務日誌等	【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第39条準用】 【解説通知 平24障発0330第12号】
29 健康管理等	(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行っているか。	✓	□	・避難訓練等の記録	【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第40条第2項準用】
30 協力医療機関	指定放課後等デイサービス事業者は、障がい児の病状の危急等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。	✓	□	・衛生管理マニュアル等 ・設備・備品台帳 ・保健所との連携に関する記録	【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第41条第1項準用】 【解説通知 平24障発0330第12号】
31 揭示	指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービス事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しているか。	✓	□	・掲示物	【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第42条準用】
32 身体拘束等の禁止	(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、障がい児又は他の障がい児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の障がい児の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行っていないか。	✓	□	・個別支援計画 ・身体拘束等に関する記録	【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第41条準用】
33 虐待等の禁止	(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の障がい児の心身の状況並び緊急やむを得ない理由その他の必要な事項を記載しているか。	✓	□	・個別支援計画 ・ケース記録、業務日誌 ・虐待防止マニュアル等	【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第44条第2項準用】 【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第45条准用】
34 密密保持等	(1) 指定放課後等デイサービス事業所の従業者及び管理者は、正当な理由なく、その業務上知り得た障がい児又はその家族の秘密を漏らしていないか。	✓	□	・就業規則 ・就業時約定書等	【平24厚令15第71条】 【平24厚令16第47条第1項準用】
	(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、従業者及び管理者であつた者が、正当な理由なく、その業務上知り得た障がい児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	✓	□		【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第47条第2項準用】

点検項目	点検事項		点検結果		点検書類
	(主査事項及び着目点) 放課後等デイサービス		通	否	
30 協力医療機関	(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、障がい児の病状の危急等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。	✓	□	・衛生管理マニュアル等 ・設備・備品台帳 ・保健所との連携に関する記録	【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第41条第1項準用】 【解説通知 平24障発0330第12号】
	(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービス事業所において感染症又は食中毒の発生、又はまん延を防止するために必要な措置を講じよう努めているか。	✓	□	・衛生管理マニュアル等 ・設備・備品台帳 ・保健所との連携に関する記録	
31 揭示	指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービス事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しているか。	✓	□	・掲示物	【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第42条準用】
32 身体拘束等の禁止	(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、障がい児又は他の障がい児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の障がい児の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行っていないか。	✓	□	・個別支援計画 ・身体拘束等に関する記録	【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第41条準用】
33 虐待等の禁止	(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の障がい児の心身の状況並び緊急やむを得ない理由その他の必要な事項を記載しているか。	✓	□	・個別支援計画 ・ケース記録、業務日誌 ・虐待防止マニュアル等	【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第44条第2項準用】 【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第45条准用】
34 密密保持等	(1) 指定放課後等デイサービス事業所の従業者及び管理者は、正当な理由なく、その業務上知り得た障がい児又はその家族の秘密を漏らしていないか。	✓	□	・就業規則 ・就業時約定書等	【平24厚令15第71条】 【平24厚令16第47条第1項準用】
	(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、従業者及び管理者であつた者が、正当な理由なく、その業務上知り得た障がい児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	✓	□		【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第47条第2項準用】

点検項目	点検事項		点検結果		点検書類
	(主眼事項及び着眼点) 放課後等デイサービス		適	否	
	(3) 指定放課後等デイサービス事業者は、指定障がい児入所施設等（法律第24条の2第1項に規定する指定障がい児入所施設等をい）。）、指定障がい福祉サービス事業者等（障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第2項に規定する指定障がい福祉サービス事業者等をいう。）その他の福祉サービスを提供する者等に対し、障がい児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障がい児又はその家族の同意を得ているか。 ※この同意は、サービス提供開始時に支給決定保護者等から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・個人情報同意書	
	【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第47条第3項準用】 【解説通知 平24障発0330第12号】				
35 情報の提供等	(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、障がい児が適切かつ円滑に指定放課後等デイサービスを利用できるように、当該指定放課後等デイサービス事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行っているか。 【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第48条第1項準用】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・広告 ・ポスター ・パンフレット ・ホームページ画面等	
	(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デイサービス事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。 【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第48条第2項准用】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
36 利益供与等の禁止	(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、障がい児相談支援事業者若しくは障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第17項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（以下「障がい児相談支援事業者等」という。）、障がい福祉サービスを行う者等又はそれらの従業者に対し、障がい児又はその家族に対して当該指定放課後等デイサービス事業者を紹介することの対価として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第19条第1項準用】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・就業時の取り決め等 ・紹介等に関する記録	
	(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、障がい児相談支援事業者等、障がい福祉サービスを行う者等又はそれらの従業者から、障がい児又はその家族を紹介することの対価として、金品その他の財産上の利益を收受していないか。 【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第19条第2項准用】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
37 苦情解決	(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、障がい児又は通所給付決定保護者その他の当該障がい児の家族からの指定放課後等デイサービスに関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 ※具体的には、相談窓口、苦情解決の体制及び手順等当該施設等における苦情を解決するための措置を講ずることをいうものである。当該措置の概要については、通所給付決定保護者等にサービスの内容を説明する文書に記載し、当該事業所に掲示することが望ましい。 【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第50条第1項準用】 【解説通知 平24障発0330第12号】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・苦情受付簿 ・苦情相談体制図 ・重要事項説明書 ・契約書 ・掲示物 ・パンフレット	
	(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 ※苦情に対し指定放課後等デイサービス事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情（指定放課後等デイサービス事業者が提供したサービスとは関係のないものを除く。）の受け付日、内容等を記録することを義務付けたものである。また、指定放課後等デイサービス事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。 【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第50条第2項准用】 【解説通知 平24障発0330第12号】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・苦情対応記録 ・苦情対応マニュアル	

点検項目	点検事項		点検結果		点検書類
	(主眼事項及び着眼点) 放課後等デイサービス		適	否	
	(3) 指定放課後等デイサービス事業者は、提供した指定放課後等デイサービスに關し、市長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは指示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定放課後等デイサービス事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、障がい児又は通所給付決定保護者その他の当該障がい児の家族からの苦情に關して市長等から調査に協力し、市長等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従て必要な改善を行っているか。 【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第50条第3項准用】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		・市等からの指導、助言等の通知 ・改善報告等の控え ・改善措置に関する記録
	(4) 指定放課後等デイサービス事業者は、市長等からの求めがあった場合には、(3)の改善内容を市長等に報告しているか。 【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第50条第4項准用】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(5) 指定放課後等デイサービス事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。 【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第50条第5項准用】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
38 地域との連携等	指定児童発達支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力により地域との交流に努めているか。 【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第51条第1項准用】	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	・地域との連携に関する記録 ・実施	
39 事故発生時の対応	(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、障がい児に対する指定放課後等デイサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、当該障がい児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 ※指定放課後等デイサービス事業者は、障がい児に対する支援の提供により事故が発生した場合の対応方法をあらかじめ定めておくことが望ましい。 【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第52条第1項准用】 【解説通知 平24障発0330第12号】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・事故に関する記録 ・事故対応マニュアル等 ・事故等発生状況報告書	
	(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際してとった処置について、記録しているか。 【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第52条第2項准用】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・事故に関する記録 ・ヒヤリハット記録	
	(3) 指定放課後等デイサービス事業者は、障がい児に対する指定放課後等デイサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 ※指定放課後等デイサービス事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましい。 【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第52条第3項准用】 【解説通知 平24障発0330第12号】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・萬能防止の検討記録 ・損害賠償に関する記録	
40 会計の区分	指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービス事業所ごとに経理を区分するとともに、指定放課後等デイサービスの事業の会計とその他の事業の会計とを区分しているか。 【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第53条准用】	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	・会計関係書類（収支予算書・決算書等）	
41 記録の整備	(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しているか。 【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第54条第1項准用】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録	

点検項目	点検事項	点検結果	点検書類
	(主眼事項及び着眼点) 放課後等デイサービス	達 否	
	<p>(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、障がい児に対する指定放課後等デイサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定放課後等デイサービスを提供した日から5年間保存しているか。</p> <p>11 (1) により規定する提供した指定放課後等デイサービスに係る必要な事項の提供の記録 放課後等デイサービス計画 二 23に規定する市町村との通知に係る記録 四 32 (2) に規定する身体拘束等の記録 五 37 (2) に規定する苦情の内容等の記録 六 38 (2) に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・放課後等デイサービスの提供に関する記録 ・放課後等デイサービス計画 ・市への通知に係る記録 ・身体拘束等の記録 ・苦情の内容等に関する記録 ・事故に関する記録
【平24厚令15第71条】 【平24厚令15第64条第2項適用】			
第8 共生型障がい児通所支援に関する基準			
1 共生型放課後等デイサービスの事業を行う指定生活介護事業者の基準	<p>放課後等デイサービスに係る共生型通所支援（共生型放課後等デイサービス）の事業を行う指定生活介護事業者が、当該事業に関して次の基準を満たしているか。</p> <p>一 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及び共生型放課後等デイサービスを受ける障がい児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。</p> <p>二 共生型放課後等デイサービスを受ける障がい児に対して適切なサービスを提供するため、障がい児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・勤務実績表 ・出勤簿（タイムカード） ・採用員の資格証 ・勤務体制一覧表 ・利用者数が分かる書類（実績教導等）
	【平24厚令15第71条の2】 【平24厚令15第64条の2適用】		
2 共生型放課後等デイサービスの事業を行う指定通所介護事業者の基準	<p>共生型放課後等デイサービスの事業を行う指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者（指定通所介護事業者等）が、当該事業に関して次の基準を満たしているか。</p> <p>一 指定通所介護事業所又は指定地域密着型通所介護事業所（指定通所介護事業所等）の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護又は指定地域密着型通所介護（指定通所介護等）の利用者の数と共生型放課後等デイサービスを受ける障がい児の数の合計数で除して得た面積が3平米メートル以上であること。</p> <p>二 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型放課後等デイサービスを受ける障がい児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。</p> <p>三 共生型放課後等デイサービスを受ける障がい児に対して適切なサービスを提供するため、障がい児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・関係書類
	【平24厚令15第71条の2】 【平24厚令15第64条の3適用】 【平11厚令97】 【平18厚令94】		

点検項目	点検事項		点検結果	点検書類								
	(主要事項及び着目点)	放課後等デイサービス										
3 共生型放課後等デイサービスの事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準	<p>共生型放課後等デイサービスの事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者、指導看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定小規模多機能型居宅介護事業者等）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が、当該事業に關して次の基準を満たしているか。</p> <p>一 指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業者等）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数と共生型生活介護、共生型自立訓練（機能訓練）若しくは共生型自立訓練（生活訓練）、又は共生型児童発達支援若しくは共生型放課後等デイサービス（共生型通いサービス）を利用するため当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に潜伏を受けた障がい者及び障がい児の数の合計数の上限をいう。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等）にあっては、18人）以下とすること。</p> <p>二 指定小規模多機能型居宅介護事業者等が提供する指定小規模多機能型居宅介護、指定看護小規模多機能型居宅介護（指定小規模多機能型居宅介護等）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業者等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障がい者及び障がい児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。）を登録定員の2分の1から16人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、12人）までの範囲とすること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>登録定員</th> <th>利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>38人又は87人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>28人</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td>29人</td> <td>18人</td> </tr> </tbody> </table> <p>三 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、構造を十分に確保する適当な広さを有すること。</p> <p>四 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障がい者及び障がい児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条に規定する基準を満たしていること。</p> <p>五 共生型放課後等デイサービスを受ける障がい児に対して適切なサービスを提供するため、障がい児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p>	登録定員	利用定員	38人又は87人	16人	28人	17人	29人	18人	適合	適合	平面図 勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数が分かれ書類
登録定員	利用定員											
38人又は87人	16人											
28人	17人											
29人	18人											
4 準用	<p>（平成24年厚生労働省令第15号第7条、第8条、第12条から第22条まで、第24条から第30条まで、第32条、第34条から第44条まで、第47条から第50条まで、第51条第1項、第52条から第54の4条まで、第65条及び第70条の規定を準用）</p> <p>【平成24厚令15第7条の2】 【平成24厚令15第54条の4適用】 【平18厚令34】 【平18厚令36】 【平18厚令17】 【平24厚令15第12の2】</p>	適合	適合									
第6 多機能型事業所に関する備考												
1 従業者の員数に関する特例	<p>（1）指定放課後等デイサービス事業者が多機能型事業所（平成24年厚生労働省令第16号に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。以下（2）まで同じ。）に属すべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっている。</p> <p>一 児童指導員、保育士又は幼稚園・福祉専門学校等でデイサービス経験者 指定通所支援の単位（指定通所支援であって、その提供が同時に又は複数の障がい児に対して一体的に行われるもの）ごとにその提供を行ふ時間帯を通して専ら当該指定通所支援の提供に従事する児童指導員、保育士又は障がい児童サービス経験者の数が、又は2人以上に加算する障がい児の数の区分に応じ、それぞれ1又は2に定める数以上</p> <p>イ 障がい児の数が10未満のもの 2以上</p> <p>ii 障がい児の数が10を超えるもの 2に、障がい児の数が10を超えて5又はその倍数を増すごとに1を加えて得た数以上</p> <p>二 児童発達支援管理責任者 1以上</p>	適合	適合	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数が分かれ書類（実績表）								
【法第23条の5の18】 【平24厚令15第80号第1項】												

点検項目	点検事項	点検結果		点検書類
		通	否	
	(主取事項及び着目点) 放課後等ディーサービス			
	(2) (1)の各号に掲げる従業者のほか、多機能型事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員が置かれているか。(この場合において、当該機能訓練担当職員が指定通所支援の単位(指定通所支援であって、その提供が同時に一又は複数の障がい児に対して一括的に行われるもの)ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定通所支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員、保育士又は障がい福祉サービス経験者の合計数に含めることができる。)	通	□	・勤務実績表 ・出勤簿(タイムカード) ・従業員の資格証 ・勤務体制一覧表 ・利用者数が分かる書類(実績表等)
	【法第21条の5の18】 【平24厚令15第80条第1項】			
	(3) 利用定員の合計が20人未満である多機能型事業所(平成24年厚生省令第16号に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。)は、第2の1の(4)の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者(児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。)のうち、1人以上は、常勤でなければならないとことができる。	通	□	
	【法第21条の5の18】 【平24厚令15第80条第2項】			
2 及ぼすに関する特例	多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。	通	□	・平面図 ・設備、備品台帳
	【法第21条の5の18】 【平24厚令15第81条】			
3 利用定員に関する特例	(1) 多機能型事業所(平成24年厚生省令第16号に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。)は、第4の1の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上とすることができます。	通	□	
	【法第21条の5の18】 【平24厚令15第82条第1項】			
	(2) 利用定員の合計が20人以上である多機能型事業所(平成24年厚生省令第16号に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。)は、第4の1の規定にかかわらず、指定放課後等ディーサービスの利用定員を5人以上(指定児童発達支援の事業、指定医療型児童発達支援の事業又は指定放課後等ディーサービスの事業を併せて行う場合にあっては、これらの事業を通じて5人以上)とすることができる。	通	□	・運営規程 ・利用者数が分かる書類
	【法第21条の5の18】 【平24厚令15第82条第2項】			
	(3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、主として重重症心身障がい児を通わせる多機能型事業所は、第4の1の規定にかかわらず、その利用定員を5人以上とすることができます。	通	□	
	【法第21条の5の18】 【平24厚令15第82条第3項】			
	(4) (2)の規定にかかわらず、多機能型事業所は、主として重度の知的障がい及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障がいが重複している障がい児者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合にあっては、第4の1の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができます。	通	□	
	【法第21条の5の18】 【平24厚令15第82条第4項】			
第7 変更の届出等				
	(1) 指定放課後等ディーサービス事業者は、当該指定に係る放課後等ディーサービス事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は休止した当該指定放課後等ディーサービスの事業を再開したときは、児童福祉法施行規則で定めるところにより、10日以内に、その旨を市長に届け出ているか。	通	□	・変更届出書等の控え ・指定放課後等ディーサービス再開届の控え
	【法第21条の5の20第3項】 【施行規則第18条の35第1～3項】			
	(2) 指定放課後等ディーサービス事業者は、当該指定放課後等ディーサービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、児童福祉法施行規則で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を市長に届け出ているか。	通	□	・指定放課後等ディーサービス廃止・休止届の控え
	【法第21条の5の20第4項】 【施行規則第18条の35第4項】			

点検項目	点検事項	点検結果		点検書類
		通	否	
第8 障がい児通所給付費の算定及び取扱い				
1 基本事項	(1) 放課後等ディーサービスに要する費用の額は、平成24年厚生省告示第122号の別表「障がい児通所給付費単位数表」第3により算定する単位数に平成24年厚生省告示第128号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める1単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。	通	□	
	【平24厚告122の1】 【平24厚告128】			
	(2) (1)の規定により、放課後等ディーサービスに要する費用を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	通	□	
2 放課後等ディーサービス付費(授業終了後に扱う場合)	(1) 障がい児(重症心身障がい児を除く。)に対し授業の終了後に指定放課後等ディーサービスを行う場合(共生型放課後等ディーサービス給付費又は基準該当放課後等ディーサービス給付費に該当する場合を除く。)及び重症心身障がい児に対し授業の終了後に指定放課後等ディーサービスを行う場合については、学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学している障がい児(就学児)に対し、授業終了後に指定放課後等ディーサービスの単位(平成24年厚生労働省令第15号「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(指定通所基準)第66条第4項に規定する指定放課後等ディーサービスの単位。)「障がい児(重症心身障がい児を除く。)」に対する放課後等ディーサービスを行なう場合(共生型放課後等ディーサービス給付費又は基準該当放課後等ディーサービス給付費に該当する場合を除く。)については平成24年厚生労働省告示第269号「厚生労働大臣が定める施設基準」の八に適合するものとして都道府県知事に届け出たものに限る。)において、指定放課後等ディーサービス(指定通所基準第65条に規定する指定放課後等ディーサービス)を行なった場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。	通	□	・障がい児通所給付費請求書 ・利用実績記録書 ・個別支援計画書 ・放課後等ディーサービスの提供に関する記録 ・利用者に関する書類
	【平24厚告122別表第3の1の注1】 【平24厚令15第86条第4項】 【平24厚告269の八】			
	(1の2) 共生型放課後等ディーサービス給付費を休業日に行なう場合については、就学児に対し、授業終了後に、平成24年厚生労働省告示第269号の八の二に適合するものとして都道府県知事に届け出た共生型放課後等ディーサービス(指定通所基準第71条の2に規定する共生型放課後等ディーサービス事業所)において、共生型放課後等ディーサービスを行なった場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。	通	□	
	【平24厚告122別表第3の1の注2】 【平24厚告269の八の二】			
	(1の3) 基準該当放課後等ディーサービス給付費(I)及び(II)を授業の終了後に行なう場合については、就学児に対し、授業終了後に、平成24年厚生労働省告示第269号の八の三に適合するものとして市町村長に届け出た基準該当放課後等ディーサービス事業所(指定通所基準第71条の3に規定する基準該当放課後等ディーサービス事業所をいう)において基準該当放課後等ディーサービス(同条に規定する基準該当放課後等ディーサービスをいう)を行なった場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。	通	□	
	【平24厚告122別表第3の1の注3】 【平24厚告269八】			

点検項目	点検事項		点検結果		点検書類
	(主査事項及び着眼点) 放課後等デイサービス		通	否	
(休業日に行う場合)					
	(2) 障がい児(重症心身障がい児を除く。)に対し休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合(重症心身障がい児に対し指定放課後等デイサービス給付費又は基準該当放課後等デイサービス給付費に該当する場合を除く。)及び重症心身障がい児に対し休業日に指定放課後等デイサービスを行なう場合は、就学児に対し、休業日に、指定放課後等デイサービスの単位(障がい児(重症心身障がい児を除く。)に対し休業日に指定放課後等デイサービスを行なう場合(重症心身障がい児に対し指定放課後等デイサービス給付費又は基準該当放課後等デイサービス給付費に該当する場合を除く。)については、平成24年厚生労働省告示第269号の八のイ及びハに適合するものとして都道府県知事に届け出たものに限る。)において、指定放課後等デイサービスを行なった場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。		■	□	
	【平24厚告122別表第3の1の注2】 【平24厚告269の八のイ及びハ】				
	(2) 共生型放課後等デイサービス給付費を休業日に行なう場合は、就学児に対し、休業日に、平成24年厚生労働省告示第269号の八の二に適合するものとして都道府県知事に届け出た共生型放課後等デイサービス事業所において、共生型放課後等デイサービスを行なった場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。		■	□	
	【平24厚告122別表第3の1の注2の2】 【平24厚告269の八の二】				
	(2) 基準該当放課後等デイサービス給付費(Ⅰ)及び(Ⅱ)を休業日に行なう場合は、就学児に対し、休業日に、平成24年厚生労働省告示第269号の八の二に適合するものとして市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所において、基準該当放課後等デイサービスを行なった場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。		■	□	・障がい児直所給付費請求書 ・障がい児通所給付費請求書 ・利用実績記録票 ・個別支援計画 ・放課後等デイサービスの提供に関する書類 ・利用者に関する書類
	【平24厚告122別表第3の1の注2の3】				
(児童指導員等配置加算)	(3) 障がい児(重症心身障がい児を除く。)に対し授業終了後に指定放課後等デイサービスを行う場合(共生型放課後等デイサービス給付費又は基準該当放課後等デイサービス給付費に該当する場合を除く。)については、授業終了後に、平成24年厚生労働省告示第269号「厚生労働大臣が定める施設基準」の九に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービスの単位において、指定放課後等デイサービスを行なった場合、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 イ 利用定員が10人以下の場合 9単位 ロ 利用定員が11人以上20人以下の場合 6単位 ハ 利用定員が21人以上の場合 4単位		■	□	
	【平24厚告122別表第3の1の注3】 【平24厚告269の九】 【平24厚告269の二の二適用】				
	(4) 障がい児(重症心身障がい児を除く。)に対し休業日に指定放課後等デイサービスを行なう場合(共生型放課後等デイサービス給付費又は基準該当放課後等デイサービス給付費に該当する場合を除く。)については、休業日に、平成24年厚生労働省告示第269号「厚生労働大臣が定める施設基準」の九に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービスの単位において、指定放課後等デイサービスを行なった場合、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 イ 利用定員が10人以下の場合 12単位 ロ 利用定員が11人以上20人以下の場合 8単位 ハ 利用定員が21人以上の場合 6単位		■	□	
	【平24厚告122別表第3の1の注4】 【平24厚告269の九】 【平24厚告269の二の二適用】				

点検項目	点検事項		点検結果		点検書類
	(主査事項及び着眼点) 放課後等デイサービス		通	否	
(減算が行われる場合)					
	(5) 放課後等デイサービス給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乘じて得た数を算定しているか。(ただし、⑤については、平成31年3月31日までの間は、算定しない。) ① 障がい児の数又は従業者の員数が平成24年厚生労働省告示第271号「厚生労働大臣が定める障がい児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合」の三のイ又はコの表の上欄に該当する場合、「厚生労働大臣が定める障がい児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合」で同表下欄に定める割合 ② 指定放課後等デイサービスの提供に当たって、放課後等デイサービス計画が作成されていない場合、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合 (一) 放課後等デイサービス計画が作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70 (二) 放課後等デイサービス計画が作成されていない期間が3月以上の場合 100分の60 ③ 指定放課後等デイサービス、共生型放課後等デイサービス又は基準該当放課後等デイサービス(指定放課後等デイサービス等)の提供に当たって、指定通所基準第71条、第72条の2又は第71条の6において準用する指定通所基準第28条第5項に規定するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出でていない場合 100分の35		■	□	
	【平24厚告122別表第3の1の注5】 【平24厚告271のイ、ロ】				
	(6) 障がい児(重症心身障がい児を除く。)に対し休業日に指定放課後等デイサービスを行なう場合(共生型放課後等デイサービス給付費又は基準該当放課後等デイサービス給付費に該当する場合を除く。)及び重症心身障がい児に対し休業日に指定放課後等デイサービスを行なう場合、共生型放課後等デイサービス給付費について休業日に行なう場合又は基準該当放課後等デイサービス給付費(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)において休業日に行なう場合に係る放課後等デイサービス給付費の算定に当たって、営業時間(指定放課後等デイサービス事業所、共生型放課後等デイサービス事業所又は基準該当放課後等デイサービス事業所に准じた基準該当放課後等デイサービス事業所を除く。)若しくは(Ⅱ)において休業日に行なう場合に係る放課後等デイサービス事業所に准じた基準該当放課後等デイサービス事業所の場合は運営規程に定める営業時間を、准じた基準該当放課後等デイサービス事業所の場合はこれに準ずるもの。)が、平成24年厚生労働省告示第271号「厚生労働大臣が定める障がい児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合」の三のハの表の上欄に該当する場合は、所定単位数に同表下欄に定める割合を乗じて得た数を算定しているか。		■	□	
	【平24厚告122別表第3の1の注6】 【平24厚告271のハ】				
	(7) 指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスの提供に当たって、指定通所基準第71条又は第71条の2において準用する指定通所基準第44条第2項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算しているか。		■	□	
	【平24厚告122別表第3の1の注7】 【平24厚告271のハ】				
	(8) 常時見守りが必要な就学児への支援や就学児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保健師若しくは平成24年厚生労働省告示第270号の七に定める基準に適合する専門職員(理学療法士等)、児童指導員若しくは平成24年厚生労働省告示第270号の七の二に適合する者(児童指導員等)又はその他の従業者を1以上配置してあるものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所(イ)の(1)又は(2)を算定する場合にあっては、(3)又は(4)の加算を算定している指定放課後等デイサービス事業所において、児童指導員等又は保健士を2以上配置している場合に限る。)において、指定放課後等デイサービスを行なった場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。		■	□	
	イ 障がい児(重症心身障がい児を除く。)に対し指定放課後等デイサービスを行なう場合 ① 理学療法士等を配置する場合 ② 児童指導員等を配置する場合 ③ その他の従業者を配置する場合 ロ 重症心身障がい児に対し指定放課後等デイサービスを行なう場合 ① 理学療法士等を配置する場合 ② 児童指導員等を配置する場合 ③ その他の従業者を配置する場合				
	【平24厚告122別表第3の1の注8、9】				

点検項目	点検事項	点検結果		点検書類
		達	否	
(主要事項及び着眼点) 放課後等デイサービス				
(障害指導員等加配加算(Ⅱ))	(9) 障がい児(重症心身障がい児を除く。)に対し授業の終了後に指定放課後等デイサービスを行う場合(共生型放課後等デイサービス給付費又は基準該当放課後等デイサービス給付費に該当する場合を除く。)の区分1の1若しくは区分1の2又は障がい児(重症心身障がい児を除く。)に対し休業日に指定放課後等デイサービス給付費に該当する場合を除く。の区分1を算定する指定期放課後等デイサービス事業所であつて、常時見守りが必要な就学児への支援や就学児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者及び(9)の加算を算定する理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者の員数に加え、理学療法士等、児童指導員等又は他の従業者は1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所(イ又はロを算定する場合にあっては、(3)又は(4)の加算を算定している指定放課後等デイサービス事業所において、児童指導員又は保育士を2以上配置している場合に限る。)において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、利用料に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、(6)の②を算定している場合は、加算していないか。 イ 理学療法士等を配置する場合 ロ 児童指導員等を配置する場合 ハ その他の従業者を配置する場合	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
	【平24厚告122別表第3の1の注9】			
(看護職員加配加算)	(10) 平成24年厚生労働省告示第269号「厚生労働大臣が定める施設基準」の「に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、看護職員加配加算とし、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算を算定していないか。 イ 看護職員加配加算(Ⅰ) ① 障がい児に対し指定放課後等デイサービスを行った場合(②に該当する場合を除く。) ② 主として重症心身障がい児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所において重症心身障がい児に対し指定放課後等デイサービスを行った場合。 ロ 看護職員加配加算(Ⅱ) ① 障がい児に対し指定放課後等デイサービスを行った場合(②に該当する場合を除く。) ② 主として重症心身障がい児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所において重症心身障がい児に対し指定放課後等デイサービスを行った場合。 ハ 看護職員加配加算(Ⅲ) 障がい児に対し指定放課後等デイサービスを行った場合	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児通所給付費請求書 ・障がい児通所給付費明細書 ・利用実績記録票 ・個別支援計画 ・放課後等デイサービスとの提供に関する記録 ・利用者に関する書類
	【平24厚告122別表第3の1の注10】			
	【平24厚告269の十】			
(共生型サービス体制強化加算)	(11) 共生型放課後等デイサービス給付費について、児童発達支援管理責任者、保育士又は児童指導員を1以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た共生型放課後等デイサービス事業所において、共生型放課後等デイサービス事業を行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算を算定していないか。 イ 児童発達支援管理責任者及び保育士又は児童指導員をそれぞれ1人以上配置した場合 181単位 ロ 児童発達支援管理責任者を配置した場合 103単位 ハ 保育士又は児童指導員を配置した場合 78単位	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
	【平24厚告122別表第3の1の注11】			
3 家庭連携加算	指定放課後等デイサービス事業所等において、指定通所基準第66条、第71条の2において準用する指定通所基準第64条の2第1号、第64条の3第2号若しくは第64条の4第4号又は第71条の3の規定により指定放課後等デイサービス事業所等に置くべき従業者(放課後等デイサービス事業所等従業者が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就学児の居宅を訪問して就学況及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、その内容の指定放課後等デイサービス等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算しているか。	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
	【平24厚告122別表第3の2の注】			

点検項目	点検事項	点検結果		点検書類
		達	否	
(主要事項及び着眼点) 放課後等デイサービス				
3の2 事業所内相談支 援加算	指定放課後等デイサービス事業所等において、指定放課後等デイサービス事業所等従業者が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就学児及びその家族等に対する相談援助を行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算しているか。ただし、同一日に3の家庭連携加算又は4の訪問支援特別加算を算定している場合に算定していないか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
4 訪問支援特別加算	指定放課後等デイサービス事業所等において確実して指定放課後等デイサービス等を利用する就学児について、連續した5日間、当該指定放課後等デイサービス等の利用がなかった場合において、放課後等デイサービス事業所等従業者が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該就学児の居宅を訪問して当該指定放課後等デイサービス事業所等における指定放課後等デイサービス等による相談援助等を行った場合に、1月に2回を限度として、その内容の指定放課後等デイサービス等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算しているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	【平24厚告122別表第3の2の2の注】			
5 利用者負担上限規制 管理加算	指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	【平24厚告122別表第3の3の注】			
6 福祉専門職員配置等 加算	(1) 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)については、指定通所基準第66条の規定により置くべき児童指導員若しくは障がい福祉サービス経験者として常勤で配置されている従業者又は指定通所基準第71条の2において準用する指定通所基準第64条の2第1号、第54条の3第2号若しくは第54条の4第4号の規定により置くべき従業者(共生型放課後等デイサービス事業所従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 (2) 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)については、指定通所基準第66条の規定により置くべき児童指導員若しくは障がい福祉サービス経験者として常勤で配置されている従業者又は共生型放課後等デイサービス事業所従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、(1)の福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合に算定していないか。 (3) 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)については、次の①又は②のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、(1)の福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)又は(2)の福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)を算定している場合に算定していない場合に算定していないか。 ① 指定通所基準第66条の規定により置くべき児童指導員、保育士若しくは障がい福祉サービス経験者(児童指導員等)として配置されている従業者又は共生型放課後等デイサービス事業所従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。 ② 児童指導員等として常勤で配置されている従業者又は共生型放課後等デイサービス事業所従業者のうち、3年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児通所給付費請求書 ・障がい児通所給付費明細書 ・利用実績記録票 ・個別支援計画 ・放課後等デイサービスとの提供に関する記録 ・利用者に関する書類
	【平24厚告122別表第3の5の注】			
	【平24厚告122別表第3の5の注2】			
	【平24厚告122別表第3の5の注3】			

点検項目	点検事項		点検結果	点検書類
	(主な事項及び着目点) 放課後等デイサービス			
7 欠席時対応加算	指定放課後等デイサービス事業所等において指定放課後等デイサービス等を利用する就学児が、あらかじめ当該指定放課後等デイサービス事業所等の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、放課後等デイサービス事業所等従業者が、就学児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該就学児の状況、相談援助の内容等を記載した場合に、1回につき4回を限度として、所定単位数を算定しているか。ただし、重症心身障がい児に対し指定放課後等デイサービスを行う指定放課後等デイサービス事業所等において1月につき当該指定放課後等デイサービス等を利用した障がい児の数を利用定員に当該月の営業日数を乗じた数で除して得た率が100分の80に満たない場合は、1月につき8回を限度として、所定単位数を算定しているか。	[平24 厚告122 別表第3の6の注]	□	□
8 特別支援加算	平成24年厚生労働省告示第269号「厚生労働大臣が定める施設基準」の十一に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、平成24年厚生労働省告示第270号「厚生労働大臣が定める児童等」の八に適合する指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行った場合に、当該指定放課後等デイサービス又は当該共生型放課後等デイサービスを受けた就学児1人にに対し、1回につき所定単位を加算しているか。ただし、2の(8)のイの①若しくはロの①若しくは(9)のイを算定している場合又は2の(11)のイ若しくはロを算定していない場合は、加算していないか。	[平24 厚告122 別表第3の7の注] [平24 厚告269 一] [平24 厚告270八]	□	□
8の2 強度行動障がい児支援加算	平成24年厚生労働省告示第270号「厚生労働大臣が定める児童等」の八の二に適合する強度の行動障がいを有する就学児に対し、平成24年厚生労働省告示第270号の八の三に適合する指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行うものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、当該指定放課後等デイサービス又は当該共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1回につき所定単位数を加算しているか。ただし、重症心身障がい児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合は、加算していないか。	[平24 厚告122別表第3の7の2の注] [平24厚告270の八の二] [平24厚告270の八の三]	□	□
9 医療連携体制加算	(1) 医療連携体制加算(Ⅰ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が就学児に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児に対し、1回につき所定単位数を加算しているか。ただし、重症心身障がい児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合は又は第9の2の(10)の看護職員加配加算を算定していないか。 (2) 医療連携体制加算(Ⅱ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が2以上の就学児に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1回につき所定単位数を加算しているか。ただし、重症心身障がい児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合は又は第9の2の(10)の看護職員加配加算を算定している場合に算定していないか。 (3) 医療連携体制加算(Ⅲ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者(社会福祉士及び介護福祉士)法施行第3条第1項に規定する認定特定行為業務従事者をいう。)に嚥嚥吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人にに対し、1回につき所定単位数を加算しているか。ただし、重症心身障がい児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合は又は第9の2の(10)の看護職員加配加算を算定している場合に算定していないか。 (4) 医療連携体制加算(Ⅳ)については、嚥嚥吸引等が必要な者に対し、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、嚥嚥吸引等を行った場合に、就学児1人にに対し、1回につき所定単位数を加算しているか。ただし、医療連携体制加算(1)、(2)、(V)若しくは(VI)又は重症心身障がい児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合若しくは第9の2の(10)の看護職員加配加算を算定している場合に算定していないか。	[平24 厚告122 別表第3の8の注] [平24 厚告122 別表第3の8の注] [平24 厚告122 別表第3の8の注] [平24 厚告122 別表第3の8の注]	□	・障がい児通所給付費請求書 ・障がい児通所給付費明細書 ・利用実績記録票 ・賃貸支援計画書 ・放課後等デイサービスの提供に関する記録 ・利用者に関する書類

点検項目	点検事項	点検結果		点検書類
	(主眼事項及び著眼点) 放課後等デイサービス	是	否	
	(5) 医療連携体制加算(Ⅴ)については、医療機関等との連携により、看護職員を放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が障がい児に対して、1日当たりの訪問時間が4時間を超えて看護を行った場合に、当該看護を受けた障がい児に対し、1月につき所定単位数を加算しているか。ただし、医療連携体制加算(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)又は重症心身障がい児に対する指定放課後等デイサービスを行う場合は若しくは第9の2の(10)の看護職員加配加算を算定している場合は、算定していないか。	☒	☒	
	【平24 厚告122 別表第3の8の注5】			
	(6) 医療連携体制加算(Ⅵ)については、医療機関等との連携により、看護職員を放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が2以上の障がい児に対して、1日当たりの訪問時間が4時間を超えて看護を行った場合に、当該看護を受けた障がい児に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1月につき所定単位数を加算しているか。ただし、医療連携体制加算(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)又は重症心身障がい児に対する指定放課後等デイサービスを行う場合は若しくは第9の2の(10)の看護職員加配加算を算定している場合は、算定していないか。	☒	☒	
	【平24 厚告122 別表第3の8の注6】			
10 通送加算	(1) 障がい児(重症心身障がい児を除く。)に対して行う場合については、就学児(重症心身障がい児を除く。)に対して、その居宅等と当該就学児が通学している学校と指定放課後等デイサービス事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。	☒	□	
	【平24 厚告122 別表第3の9の注1】			
	(1の2) 障がい児(重症心身障がい児を除く。)に対して行う場合及び第9の2の(10)の看護職員加配加算を算定している指定放課後等デイサービス事業所において、当該指定放課後等デイサービス事業所の看護職員を伴ない、移疾吸引等が必要な障がい児に対して、その居宅等と指定放課後等デイサービス事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき37単位を所定単位数に加算しているか。	☒	□	・障がい児通所費請求書 ・障がい児通所給付費明細書 ・利用実績記録表 ・認別支援料計算書 ・放課後等デイサービス事業所への提供 ・記録 ・利用者に関する記録
	【平24厚告122別表第3の9の注1の2】			
	(2) 重症心身障がい児に対して行う場合については、平成24年厚生労働省告示第269号「厚生労働大臣が定める施設基準」の十一の二に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、就学児に対して、放課後等デイサービス事業所等において行われる指定放課後等デイサービス等の提供に当たって、指定放課後等デイサービス事業所等の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で障がい児の送迎を行った場合に、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。	☒	□	
	【平24厚告122別表第3の9の注2】			
	【平24厚告269の十一】			
	(3) 障がい児(重症心身障害を除く。)に対して行う場合及び重症心身障がい児に対して行う場合については、指定放課後等デイサービス事業所等において行われる指定放課後等デイサービス等の提供に当たって、指定放課後等デイサービス事業所等の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で障がい児の送迎を行った場合に、所定単位数を算定しているか。	☒	□	
	【平24厚告122別表第3の9の注3】			
11 延長支援加算	平成24年厚生労働省告示第269号「厚生労働大臣が定める施設基準」の十二に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、就学児に対して、放課後等デイサービス事業所等にに基づき指定放課後等デイサービスを行った場合に、当該指定放課後等デイサービス等を受けた就学児に対し、就学児の障がい種別に応じ、当該指定放課後等デイサービス等を行らうに要する標準的な延長時間で所定単位を加算しているか。	☒	☒	
	【平24 厚告122 別表第3の10の注】			
	【平24 厚告269 十二】			
11の2 関係機関連携加算	(1) 関係機関連携加算(Ⅰ)については、就学児が通う小学校その他の関係機関との連携を図るため、あらかじめ通所料付決定依頼者の同意を得て、当該就学児に係る放課後等デイサービス計画に関する会議を開催し、小学校その他の関係機関との連携調整及び相談援助を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算しているか。ただし、共生型放課後等デイサービス事業所については、第9の2の(11)の(Ⅱ)又は(Ⅲ)を算定していない場合に算定していないか。	☒	☒	
	【平24 厚告122 別表第3の10の2の注1】			

点検項目	点検事項 (主観事項及び基準点) 放課後等デイサービス	点検結果		点検書類
		適	否	
	（2）関係機関連携加算(Ⅱ)については、就学児が就職予定の企業又は官公庁等との連携を図るため、あらかじめ施設給付決定保護者の同意を得て、就職予定の企業又は官公庁等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算しているか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
	【平24 厚告122 別表第3の10の2の注2】			
11の3 保育・教育等移行支援加算	障がい児の有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障がい児の希望する生活並びに課題等の把握を行った上で、地域において保育・教育等を受けられるよう支援を行ったことにより、指定放課後等デイサービス事業所若しくは共生型放課後等デイサービス事業所を退所して児童が集団生活を営む施設等に通うこととなった障がい児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算しているか。ただし、当該障がい児が、退所後に他の社会福祉施設等に入所等をする場合は、加算していないか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
	【平24 厚告122 別表第3の10の3の注】			
12 福祉・介護職員処遇改善加算	平成24年厚生労働省告示第270号「厚生労働大臣が定める児童等」の九に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所若しくは共生型放課後等デイサービス事業所又は市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所(国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。)が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和元年3月31日までの間(二及び三については、別に厚生労働大臣が定める月までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。 イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 2から11の3までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数 福社・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 2から11の3までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数 ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 2から11の3までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数 ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) ハにより算定した100分の90に相当する単位数 ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) ハにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	・障がい児通所給付費請求書 障がい児通所給付費明細書 利用実績記録票 個別支援計画 放課後等デイサービスの提供に関する記録 利用者に関する書類
	【平24厚告122別表第3の11の注】 【平24厚告270の九】 【平24厚告270の二準用】			
13 福祉・介護職員処遇改善特別加算	平成24年厚生労働省告示第270号「厚生労働大臣が定める児童等」の十に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所等が、就学児等に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合にあっては、2から11の2までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を加算しているか。ただし、12の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定していないか。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
	【平24 厚告122 別表第3の12の注】 【平24厚告270十(三を準用)】			
14 福祉・介護職員等特定待遇改善加算	平成24年厚生労働省告示第270号「厚生労働大臣が定める児童等」の十一に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所等が、就学児に対し、放課後等デイサービスを行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次のいずれかに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ① 福祉・介護職員等特定待遇改善加算(Ⅰ) 2から11の3までにより算定した給付費・加算の合計数(福祉・介護職員処遇改善加算を除く)の1000分の7に相当する単位数 ② 福祉・介護職員等特定待遇改善加算(Ⅱ) 2から11の3までにより算定した給付費・加算の合計数(福祉・介護職員処遇改善加算を除く)の1000分の6に相当する単位数	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
	【平24 厚告122 別表第3の13の注】 【平24厚告270十(二の三を準用)】			